平成２７年（フ）第２９１号
愛媛県松山市本町５丁目１番地19　ひかりハイツ本町202号
債務者　村上　純子
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３８号
愛媛県西条市飯岡1876番地14　Ｔ・パストラル102号、前住所愛媛県西条市飯岡1952番地１号
債務者　笠岡　絵梨
1　決定年月日時　平成27年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第９２号
福岡県飯塚市堀池229番地
債務者　手嶋まみ子
1　決定年月日時　平成27年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第２１２号
福岡県久留米市津福今町430番地　ニューライフつぶくＡ棟205号、前住所福岡県久留米市津福今町472番地18　ドリーム津福202号
債務者　澤田　直美
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１３０号
佐賀県伊万里市山代町立岩2639番地１
債務者　大宅　匡彦
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第４００号
鹿児島県鹿児島市自由ヶ丘１丁目23番16号（自由ヶ丘コーポ102号）
債務者　竹田　榮雄
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４０１号
鹿児島県鹿児島市自由ヶ丘１丁目23番16号（自由ヶ丘コーポ102号）
債務者　竹田　和子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第９７号
岩手県花巻市高木第15地割70番地８
債務者　橋本　ヤエ
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第１５７号
茨城県守谷市薬師台６丁目５番地８
債務者　宮本　貴政
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１６５号
茨城県牛久市南２丁目20番地11（ドムス牛久202）
債務者　鷲谷　美幸
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第５５号
滋賀県長浜市春近町93
債務者　佐藤　満男
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第２２０号
兵庫県川西市加茂１丁目８番33―403号
債務者　山﨑　祥代
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２３３号
兵庫県川西市栄町27番10―704号
債務者　荒田　亜希
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２３７号
兵庫県伊丹市中央２丁目３番13―410号
債務者　巴山加由里
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第５６７号
兵庫県尼崎市久々知３丁目６番22号
債務者　尼岸　章央
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６２２号
兵庫県尼崎市塚口本町２丁目21番８号　ＭＡハイツ101号、前住所兵庫県尼崎市田能３丁目３番３―106号
債務者　武内　俊明
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３４２号
奈良県桜井市大字大福861番地の１　Ｉ―201
債務者　稲川　愛美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
奈良地方裁判所